

ひろさき実践型ジョブトレーニング事業 実施企業募集要領

1 事業の目的

弘前市内における雇用失業情勢が依然として厳しい状況を踏まえ、ものづくり、IT、観光関連など、地域の特長を生かした事業展開が期待できる分野（以下重点分野という。）を中心に、求職者（学卒未就職者を含む）に対し、当該分野での就業に必要な知識・技能の習得する機会を提供するとともに、地域産業を担う人材育成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（１）事業実施方法

弘前市から業務委託を受けた弘前商工会議所と、事業を実施する民間企業等（以下「企業」という。）が再委託契約を締結し実施する。

（２）委託事業等の内容

企業による新規雇用者の求人・採用、雇用管理業務

（ア）求人等の採用業務

企業による新規雇用者の求人の方法は、公共職業安定所への求人申し込みのほか、企業が直接募集をする場合等においても募集の公開を図る方法によること。

求人申込書記載時の留意事項

1. 40歳未満の若年者を対象とすること。（委託契約書（写）を添付）
2. 以下のような事業の趣旨を「求人にかかる特記事項」に記載すること。

市からの委託事業（ひろさき実践型ジョブトレーニング事業）であり、失業中の方を平成23年3月31日までの有期雇用契約で雇用するとともに、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術を習得するための研修（OFF - JT（講義等）、OJT（職場実習等））を実施します。

3. 弘前市内の失業者に配慮すること。

（イ）雇用管理業務

企業は、新規雇用者の雇用期間中に発生する当該新規雇用者に対する賃金の支払い、各種社会保険事務、労働災害等への対応、及び退職時の各種手続き等の労務管理業務全般を適切に遂行すること。

重点分野での就業に必要な知識・技能を習得するための研修業務

企業による新規雇用者の研修業務は、OFF - JT（講義等）、OJT（職場実習等）を適切に組み合わせ、就業に必要な知識・技能が得られる内容とすること。なお、研修業務は全てを企業自らで実施する必要はなく、商工会議所等が実施する研修を活用すること。

3 委託費用

新規雇用者一人あたり、220千円/月(税抜、以下同じ。但し、実際に委託する際には消費税分を加味する。)を上限とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 人件費

- ・180千円/月を上限とする。
- ・給与体系は企業の給与規程等によるものとし、社会保険料等事業主負担分(健保・厚生、児童手当、雇用・労災、一般拠出金)を含む。

(2) 人件費以外の費用

- ・40千円/月を上限とする。
- ・人件費以外の費用は「研修に係る費用」とする。

研修に係る費用

「人件費以外の費用」の全額とし、外部研修機関への入学金、受講料、教材費、交通費、外部講師謝金、新規雇用者の指導を行う社員等の人件費、新規雇用者がOJTで使用する資材・ユニフォーム代等

4 委託契約期間

- ・委託契約締結日から平成23年3月31日までとする。
- ・委託契約の更新は、状況に応じて検討。

但し、本委託事業で研修した新規雇用者を、委託期間又は更新期間終了後、企業が引き続き正規の社員として雇い入れることは妨げない。

5 募集企業数

- ・25社程度(1社当たり1~2名程度)
- ・事業趣旨(学卒未就職者等への配慮、就業に必要な知識・技能の習得等)に照らして、応募書類の審査を行う。

6 応募方法

(1) 応募資格

次の 及び の条件を満たすこと

弘前市内に事業所を有する企業であって、委託事業を的確に実施できると認められるもの。

重点分野関連の事業を行う企業。

(2) 応募書類

以下の から の資料を作成し、2部提出すること。

ひろさき実践型ジョブトレーニング応募申請書(別紙様式1)

企業概要書(別紙様式2)

新規雇用を行う者の募集方法(別紙様式3)

ひろさき実践型ジョブトレーニング研修計画書(別紙様式4)

経費見積書(別紙様式5)

(3) 応募期間

平成 2 2 年 1 2 月以降、商工会議所が弘前市との業務委託契約書締結の日から随時受付するものとし、定数に達した場合は終了する。

(4) 応募先及び応募方法

【応募先】

〒036 - 8567 弘前市大字上鞆師町 1 8 番地 1
弘前商工会議所 経営支援課 野々口宛

【応募方法】

郵送又は持参

7 審査結果の伝達

書類提出後、速やかに書類審査を行い、結果を伝達する。

8 選定後の手続き

(1) 新規雇用者の求人・採用

新規雇用者の雇用手続きは、選定結果内示後、速やかに行うこと。

募集にあたっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、企業が直接募集をする場合等においても、新聞・チラシ・ホームページ等の手段により、募集の公開を図ること。

公共職業安定所に求人する際は、「雇用創出事業にかかる求人」であることを申し出ること。(事業名：重点分野雇用創造事業 地域人材育成事業)

(2) 委託事業の実施状況把握

委託事業が適正に執行されているか確認するため、弘前商工会議所は事業の実施状況を随時把握するので、企業は協力すること。

(3) 委託事業実績報告書の提出

企業は、委託期間中の事業実施内容について記載した委託事業実績報告書の提出が必要となる。

(4) 委託料の支払

委託事業完了報告書及び委託料精算払請求書を受理した後、委託料を支払う。

なお、企業が希望する場合には、委託事業の支払実績額に応じ、委託料の前金払を受けることも可能である。

(5) その他の留意点

委託事業完了にあたり、事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合については、委託料を減額される場合がある。

企業は委託事業に係る証拠書類を整理し、委託事業終了後 5 年間保存しなければならない。

委託事業終了後、会計検査院の实地検査が行われる場合がある。

9 問い合わせ先 弘前商工会議所 担当： 一戸 池田 野々口

電話番号：0172 - 33 - 4111 F A X 番号：0172 - 35 - 1877